

第11号様式（第5条関係）

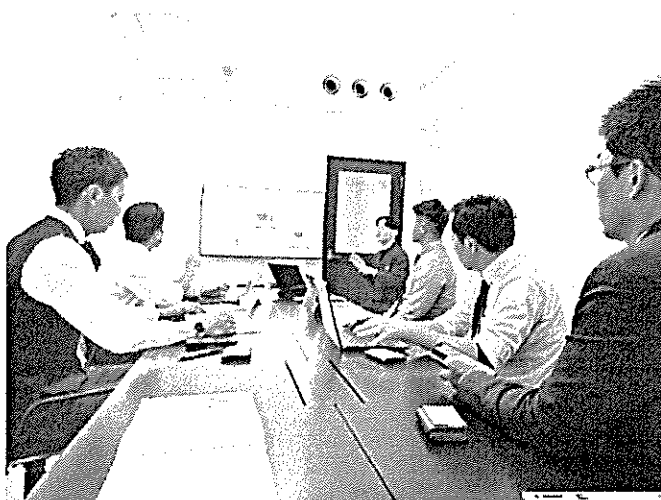
政務活動記録簿（県外・県内視察） 日本維新の会 小林 誠	
年 月 日	2023年11月8日～2023年11月9日
政務活動先	2024年11月8日 ① 東京 奈良まほろば館 ② 東京 メディカルインフォマティクス株式会社 2024年11月9日 ③ 守谷 スタートアップインキュベーション
政務活動の目的	① 奈良まほろば館内及びレストラン・セミナールームの運営状況 ② 日本における在宅医療の現状と訪問介護の今後について ③ 奈良県が始めようとするスタートアップ支援の模索
相手方	① 奈良まほろば館 館長 ② メディカルインフォマティクス株式会社 ③ スタートアップインキュベーション
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	① ※レストラン軽食側の客の入りは良好。しかし TOKi（高級側）については健闘していただいているが課題が見受けられたため、コロナ後の売上の推移を注視する必要がある。 ※アンテナショップの運営状況・集客と認知度向上について。テナントの制限がある中、改善をされていることが分かった。しかし、多額の税金が投入されていることから更なる広報力の強化や他府県との連携強化、商品ラインナップの充実を図る必要を再認識。セミナールームの稼働状況については改善の余地あり。 ② 後期高齢者の救急搬送の増加や緊急入院の5割が肺炎と骨折の現状。また、高齢者医療費の約8割が入院費。今後、在宅医療導入により入院回数や日数を減らす施策展開の重要性や先進国とびぬけて多い病院死を少しでも減らすため、医療提供体制が脆弱な地域・施設への医療支援の必要性を再認識。また、高齢者側の立場からも「望む場所で最後まで過ごせる」「納得できる選択」を尊重できる地域医療・訪問介護についての知見を深めた。 ③ 東京都が多額の税金をつぎ込み支援している現状に驚愕。改めて奈良県でスタートアップ支援をする事が難しいと再認識。国や東京都の施策をうまく利用し、したたかな戦略を練る必要性や奈良らしさを突き詰めていく必要があると認識した。

	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
視察活動に要した 経費	奈良まほろば館	JR	法隆寺駅から 東京駅 (新幹線代金)	15,270 円	116
	帰宅	JR	東京駅から 新大阪駅 (新幹線代金)	14,720 円	116
	宿泊費	14,800 円	ヴィラフォンテーヌ東京大手町		116
	合計 44,790 円 (すべて政務活動)				
備考	④ 添付資料：医療法人社団悠翔会パンフレット・奈良まほろば館チラシ・スタートアップインキュベーション研修資料・現地研修写真				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

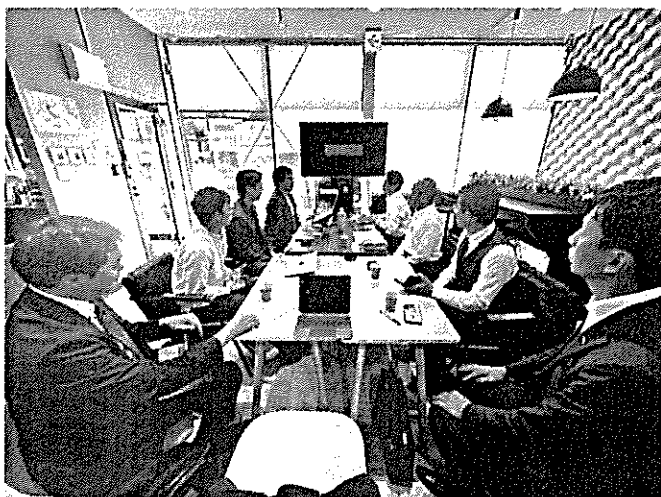
政務活動記録 添付書類

2023年11月8日から11月9日



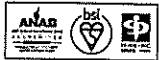
1日目

東京メディカルインフォマティクス



2日目

守山スタートアップインキュベーション



IS 793656

プログラムマネジメントオフィス
シニアマネージャー

中川 征士

メディカルインフォマティクス株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館4階

mobile [redacted]

<https://mics.tokyo>

<https://tsucrea.com/>



第一インキュベーションカンパニー

森 哲也 Tetsuya Mori

株式会社ツクリエ

<本社> 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-11 VORT水道橋B6階
<京都オフィス> 〒604-8206 京都府京都市中京区新町通三条上ル町頭町112 菊三ビル2階201号室 Ogyaa's御池内
<大阪オフィス> 〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル7階 Ogyaa's梅田内
mail [redacted] phone : 03-4405-1357

<https://tsucrea.com/>



インキュベーショングループ

渡邊 涼太 Ryota Watanabe

株式会社ツクリエ

<本社> 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-11 VORT水道橋B6階
<京都オフィス> 〒604-8206 京都府京都市中京区新町通三条上ル町頭町112 菊三ビル2階201号室 Ogyaa's御池内
<大阪オフィス> 〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル7階 Ogyaa's梅田内
mail [redacted] phone : 03-4405-1357



コミュニティマネージャー

嶋田 明弘

☎ 0297-21-9303

✉ akihiro.shimada@tsucrea.com [個人]
moriya-info@startupside.jp



Website

<https://startupside.jp/moriya/>

〒302-0115
茨城県守谷市中央二丁目53番地 ブランチ守谷 A010

運営: 株式会社ツクリエ
[オフィス: 東京、大阪、京都、名古屋、山口]

 nara mahoroba

ナラノコトナラ株式会社

〒105-0004
東京都港区新橋 1-8-4
SMBC新橋ビル 1階 奈良まほろば館
tel 03-6263-9656
fax 03-6263-9657
mail shop@mahorobashop.jp

代表取締役

別所 史

奈良まほろば館

nara mahoroba

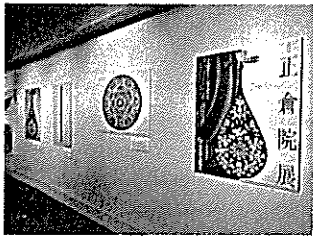
館内所/奈良まほろば館 〒105-0004 東京都港区新橋1-8-4 SMBC新橋ビル 1階・2階

2023年(令和5年) 11月

ショップ情報

正倉院展宝物パネル展

実施中～11月10日(金) ※最終日は16時まで



奈良国立博物館での正倉院展に合わせて、奈良まほろば館で正倉院展のパネル展を開催中です。75回目を迎える今年の正倉院展も、宝物の全体像がうかがえる多彩なラインナップとなっており、奈良まほろば館では実際に展示される8宝物をパネル展示しています。

発見!あなたの知らない『奈良の一冊』を…

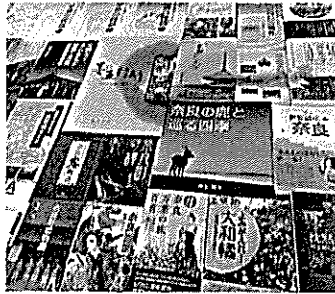
11月11日(土)～12月8日(金) ※最終日は17時まで

1階絵画コーナーで、奈良の魅力を発信する、奈良を専門にした出版社「京阪奈情報教育出版」の本を展示・販売!

奈良を舞台にした短編小説や、奈良の四季を感じられる写真集など幅広いジャンルの本が集結!

前回とは一部入れ替えて展示販売いたしますので、ぜひお越しください!

※上記イベントは、特に記載が無い場合は1階ショップの営業時間中にご覧いただけます。



JR東海「いざいざ奈良」連携イベント

11月4日(土) 実施!

～唐招提寺や周辺の魅力と奈良の文化について～

【品別】 第1部13:00～14:15
第2部15:30～16:45
※各部は同内容です。

講演1 JR東海「いざいざ奈良」キャンペーン

「いざいざ奈良」西ノ京・平城宮跡CM撮影を題材に、奈良の魅力を紹介します。

講師:東海旅客鉄道株式会社 広報部東京広報室 佐藤 衣美 氏

講演2 西ノ京・平城宮跡周辺の奈良の魅力講座

CMの舞台にもなっている唐招提寺や周辺の魅力と奈良の文化についてお話しします。

講師:律宗総本山 唐招提寺 執事長 石田 太一 師

参加費:300円 定員:各回30名

お申し込みはこちら→



「奈良の柿」をもっと美味しく

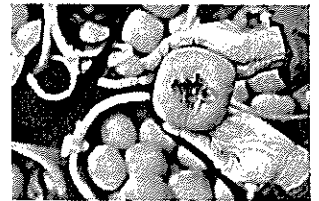
奈良県は全国屈指の柿の大産地!

「奈良の柿」をもっと知っていただけるイベントを実施します!

物販

11月24日(金)～11月26日(日)

そのまま食べても甘くて美味しい「奈良の柿」をもっと美味しい食べ方を知っていただくため、イベント期間限定のスイーツ販売や試食販売会を実施!



さらに限定メニュー提供!

11月24日(金)～11月25日(土)各日18:00～20:00

「出張堀内果実園 ～夜の大人カフェ～」



奈良市内、東京ソラマチ、渋谷、大阪で人気の「堀内果実園」がやってきます!

SNSで話題のスーパーフード、とろっと食感が新しい「焼き柿(オリジナルサワークリームソース添え)」と、今回特別に先行販売が決定した「果物ぜんざい」と盛りだくさんの限定メニューを1階カフェ「まほら」で楽しんでいただけるほか、柿色パンを使った「柿色フルーツサンド」を限定販売。カフェの事前のご予約は0747-20-8013(堀内果実園・本社)まで。数量限定。

【体験】 11月25日(土)13:00～14:30/16:00～17:30
11月26日(日)13:00～14:30

「奈良の柿」の食べ比べ!柿の新しい魅力

そのまま食べても美味しい「奈良の柿」の新しい食べ方をご紹介します。柿の栽培について学んだ後、生のカット柿、「天然の和菓子」といわれるノンシュガーの「あんぽ柿」、「ころ柿」、柿のドライフルーツの食べ比べ、柿の葉茶のご試飲等、奈良県・吉野直送の柿づくしをお楽しみ下さい!

さらにドライフルーツのチョコレートフォンデュも体験できます!

講師:堀内果実園 代表取締役 堀内 俊孝 氏
堀内 奈穂子 氏

参加費:500円
定員:各回20名

レストラン情報



滋味深い野菜や旨味や土の香りを感じる素材が増える季節です。

大和伝統野菜である結崎ネブカや片平あかねも秋を代表する野菜です。

もともと漬物として地域で食される片平あかねもTOKIらしいアレンジでご用意しています。

待ち望んだ奈良の美味しい毎たちも顔を見せ始めます。

豊富な秋の素材を使った料理とデザートで奈良醸造とコラボの限定ビール「MALKO」や秋の日本酒とともに楽しんでいただけます。

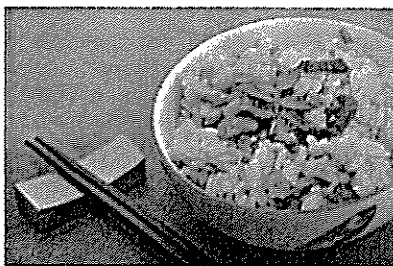
伝えたい 奈良のこだわり

～お助け、簡単ごはん～

【物販】 実施中～11月26日(日) ※最終日は18時まで

原材料や製法にこだわり、食べる人のことを考えて作り出された、バイヤー厳選、こだわりの逸品をご紹介します。

“加える”だけのひと手間です。美味しいごはんができて、食卓のお助け商品を期間限定で販売します。寒くなるこの季節に、ほかほかあったかごはんを奈良の食の魅力を感じてみてください。



イベントに関するお問い合わせは、

奈良まほろば館まで ☎03-5568-7181

※イベントの詳細は、奈良まほろば館のホームページで随時案内いたします。

裏面も
ご覧ください

2023年11月の開催紹介

月日(曜)	時間	講演名	講演内容	講師	定員(名)	参加費(円)	問い合わせ先	
11月2日(木)	13:30~15:30	「万葉集」を楽しもう ~古代史とともに~	日本最古の貴族から一般庶民に至るまでの歌4500余首を集めた「万葉集」。毎句遊遊した歌の時代背景や読み手の思いなど、初心者の方々にもわかりやすく解説し、参加者全員で万葉集の素晴らしさを味わい楽しみます。 ※2コース(偶数月、奇数月の第一木曜)あり 偶数月の次回は12/7に開催	万葉集研究家 鷹田 壽雄氏	36	500	奈良まほろば館 TEL 0467-87-3140	
11月12日(日)	17:00~19:00	お写経教室	奈良の法相宗大本山薬師寺から僧侶をお招きしお写経を行います。このお写経教室ではお写経と僧侶による法話があり、完成したお写経は、薬師寺の納経庫に納められ永代供養されます。 1回だけの受講も可能ですのでぜひご参加ください! ※お写経は般若心経又は父母恩重経、写仏から一つお選びいただけます。 ※道具は貸し出ししていますので、参加にあたってご用意していただくものはございません。	薬師寺 録事 村上 定憲 師	18	3,000		
11月18日(土)	第1部 11:00~12:45 第2部 14:00~15:45 第3部 17:15~19:00	橿原神宮の奉納刀	令和5年11月3日より令和6年5月12日まで橿原神宮境内宝物館にて特別展「橿原神宮の奉納刀」を開催するにあたり、橿原神宮の創建より現在に至るまでの歴史を神職がご案内いたします。 また特別展の見所や奉納刀の意義に関する説明や、橿原神宮所蔵の刀剣一振りについてフォーカスした深掘り解説も行います。	橿原神宮 権補宣 高峯 義嗣氏 聖學館大学 文学部 国史学科 准教授 長谷川 怜氏 株式会社ホビージャパン 刀剣部 編集部 松下 和人氏	各部 50	無料	奈良まほろば館	
11月19日(日)	第1部 11:00~12:10 第2部 14:00~15:10 第3部 17:00~18:10	橿原神宮の宮域拡張と菟田茂丸 ~橿原神宮へのツーリズムと「橿原遺祖:かしまらのとおつみおや」~	菟田茂丸宮司が御祭神 神武天皇並びに橿原神宮をどのように考えていたのか、実際にどのように行動し、実践したのかを菟田宮司の著書「橿原遺祖」や橿原神宮所蔵の史料より読み解き、神職が説明します。 また、宮域拡張と外苑整備の概要や、橿原神宮や伊勢神宮などの「聖地」巡りツーリズム、平和を願い橿原神宮に奉納された刀剣等について解説し、会場では紀元2600年(昭和15年)関係資料のミニ展示を行います。	橿原神宮 権補宣 高峯 義嗣氏 聖學館大学 文学部 国史学科 准教授 長谷川 怜氏	各部 50	無料		
11月24日(金)	18:00~20:00	はじまりの地に学ぶ 刀剣の魅力 ~奈良と「刀剣乱舞」の深い関係~	奈良市の雷塚丸山古墳から、一振りの鉄剣が出土しました。これは、国宝級の大発見なのだそうです。 第1部では、「刀剣乱舞」コンテンツの人気もますます盛り上がっている今、様々な物事のはじまりの地である奈良で出土した鉄剣や雷塚丸山古墳について、橿原考古学研究所附属博物館の青柳泰介さんが話ります。 第2部では「刀剣乱舞」原作プロデューサーの小坂泰氣(てじたろう)さん、「刀剣乱舞」の日本文化監修の橋本麻里さんを交え、トークショー形式で奈良ゆかりの刀剣についてのお話を楽しみます。	橿原考古学研究所附属博物館 企画学芸部学芸副主幹兼係長 青柳 泰介氏 「刀剣乱舞」原作プロデューサー ニトロプラス代表 小坂 泰氣氏 司会/ライター・エディター 橋本 麻里氏	30	3,000	詳細は下記2次元コードよりご覧ください! 	
奈良「まほろば学」	奈良「まほろば学」 心のふるさと、日本のルーツである「奈良」の歴史や文化を知っていたが、実際に奈良の地を訪れて、歴史文化を肌で感じていただくことを目的として開講しています。 日本文化発祥の地である「奈良」の魅力に迫る一般教養講座のほか、奈良ゆかりの地を巡る江戸探訪や万葉集を学ぶ歴史文学の選択科目講座を行います。	11月13日(月)	11:00~12:30	江戸探訪	一般社団法人港区観光協会事業委員/港区観光大使 澤内 隆氏	36	奈良シニア大学 in東京 TEL:0120-830-155 11月実施分の詳細は、下記2次元コードよりご覧ください! 	
			13:30~15:00	一般教養 弘法大師空海ご誕生1250年記念講演 平安時代に渡ったのは空海だけではない! 修験道中興の祖、聖空尊師!	大師山妙法寺住職 大塚 知明 師	36		
			15:15~16:45	歴史文学 万葉講座	日本女子大学名誉教授/「万葉の海を考える会」理事 平舘 英子氏	36		
			11月20日(月)	11:00~12:30	江戸探訪	一般社団法人港区観光協会事業委員/港区観光大使 澤内 隆氏		36
			13:30~15:00	一般教養 【ようこそ文楽へ】大和国新口村を舞台にした、傾城恋舞脚「新口村の段」の魅力を探る	伝統芸能・舞台芸術賞アドバイザー/プランナー 岡 潤也氏	36		
			15:15~16:45	歴史文学 万葉講座	日本女子大学名誉教授/「万葉の海を考える会」理事 平舘 英子氏	36		

申込み方法

- ホームページ 奈良まほろば館のホームページ (URL:https://nara-mahoroba.pref.nara.jp) にアクセスいただき、「Event」の各講座のページからお申込ください。
(問い合わせ先が奈良まほろば館である講座について)
※受講券等の発行はいたしません。 ※キャンセルされる場合は申し込み時に届いたメールに記載の URL より手続きをお願いいたします。

奈良まほろば館

〒105-0004 東京都港区新橋1-8-4 SMBC新橋ビル1階・2階

TEL:03-6263-9656 [OPEN]11:00~20:00

TEL:03-6228-5665

[OPEN] ●Restaurant / 火曜~土曜12:00~15:30(L.O.13:00)、18:00~22:00(L.O.19:30)、日曜12:00~15:30(L.O.13:30)

●Bar / 火曜~土曜12:00~15:00(L.O.13:30)、17:30~22:30(L.O.21:00)、日曜12:00~18:00(L.O.17:00)

[CLOSED]月曜日/第2・第4日曜日

観光案内 TEL:03-5568-7081

[OPEN]平日(月曜~金曜)12:00~17:30 土日祝12:00~18:00



奈良まほろば館

- アクセス方法
- JR新橋駅銀座口より徒歩約3分
- 東京メトロ銀座線新橋駅1番出口より徒歩約3分



奈良まほろば館
ホームページ用
2次元コード



グループ企業



SIPS
SOCIAL IMPACT
SOLUTIONS

グループ企業



Medical Informatics

医療経営に創造的イノベーションを生み出し、地域の医療資源をエンパワーメントする



Tsucrea

インキュベーション施設、コワーキングオフィスの運営を通じて企業家を支援



Ion Technology Center

イオン注入、成膜、分析を中心とした技術で、半導体産業の発展に貢献



TSI

世界の成長企業と日本を繋ぐM&Aアドバイザー、ベンチャー企業向け事業開発支援



Japan Strategic Capital

革新的なテクノロジーやアグリ分野への投資ファンド運営



医療法人社団 悠翔会
YOSHUKAI MEDICAL CORPORATION

2024年春季に守谷市内に新たな施設開設予定

- ・看護小規模多機能型居住支援事業
- ・訪問看護ステーション
- ・コミュニティスペース

ブランチ守谷・ブランチパーク守谷について

ブランチ守谷

ブランチパーク守谷

【敷地面積】

当該地全体面積

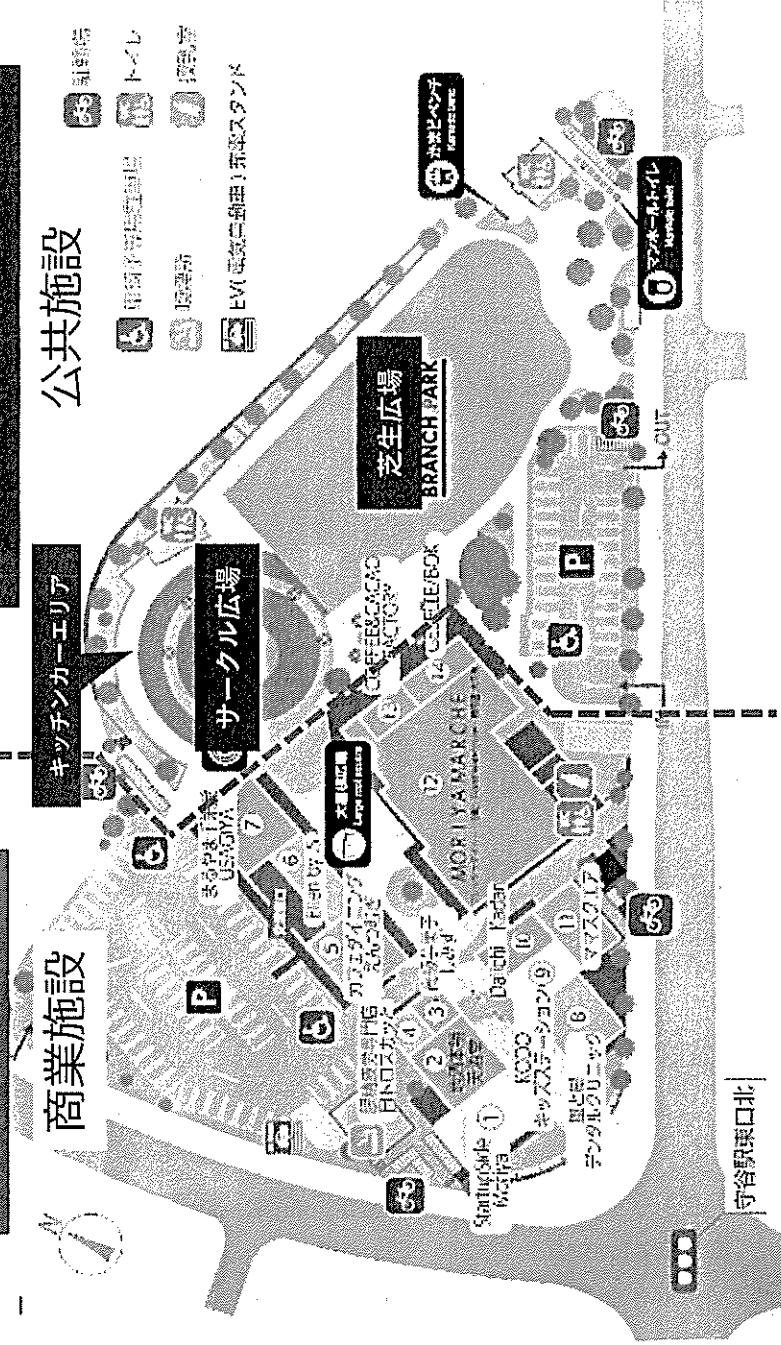
12792.35㎡

商業施設側面積

6522.48㎡

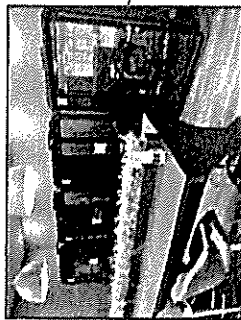
公共施設側面積

6269.87㎡



ライフスタイル
 レストラン&カフェ
 サービスガレチャー
 ビュータイマー&クリニック
 その他

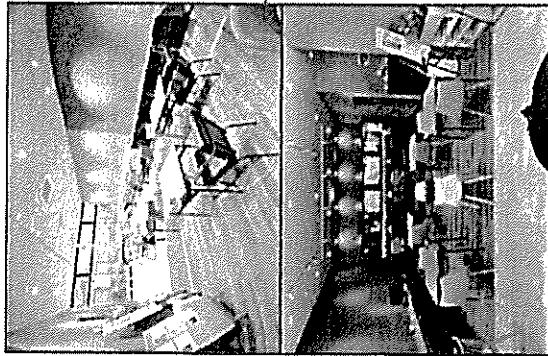
Startupside Moriyaの施設内MAP



Online Booth

オンラインブース (4席)

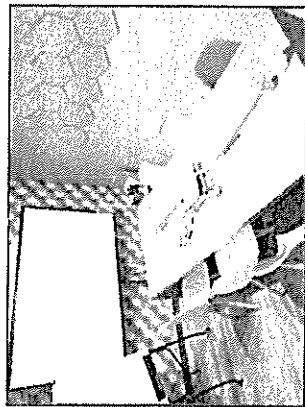
電話やオンラインでの打合せはこちら
でどうぞ。(予約済)



Co-Working Space

コワーキングスペース(40席)

ソファ席、テーブル席、カウンター席。各
分に合わせてお選びください。

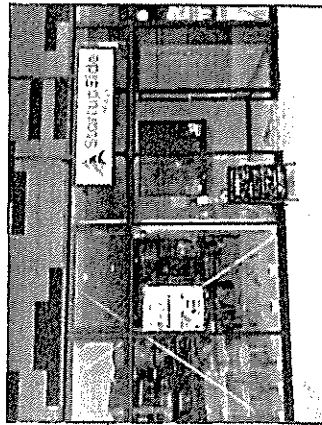


Inside Map

Meeting Room

ミーティングルーム (1室)

会議や打合せに利用できるミーティ
ングルーム。最大6名まで利用可能。
(予約制・有料)



Reception

受付

16:00~18:00 までスタッフが
常駐します。

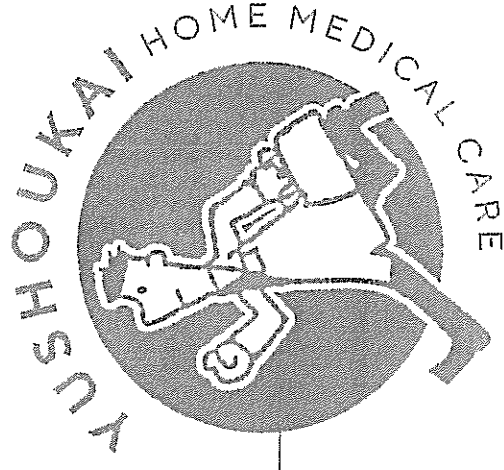
地方創生テレワーク交付金 事業概要

項目	内容
事業名	最も都心に近いテレワークのまちプロジェクト
事業年度	令和3年度（令和2年度補正予算活用） R3.8：第3回募集申請 R3.10：交付決定 R3.12：守谷市・（株）ツクリエ協定締結 R3.12～R4.3：施設整備工事 R4.4：施設オープン
最終事業費	23,157,500円※1/2に国費充当
事業概要	守谷駅東口から徒歩4分の市有地に整備される商業施設に入居するコワーキングスペースに対して、民間施設開設支援を行った（令和4年4月開業）
契約事業者	（株）ツクリエ
契約種類	交付決定後に守谷市と（株）ツクリエで協定締結を行い、それに基づき、工事経費を負担金として支出した。
整備内容	（ハード）内装工事、空調・換気設備工事、WEB会議用ブース工事、備品購入費（ソフト）Web製作費、パンフレット制作費等

Yushoukai

Medical Corporation

医療法人社団 悠翔会



ANNUAL REPORT 2022

はじめに



写真：榎野広志

佐々木 淳

医療法人社団 悠翔会
理事長・診療部長

私が在宅医療に出会ったのは偶然でした。大学院でC型肝炎ウイルスの研究をしていた私は、生活のために新宿の在宅医療クリニックで非常勤医師として仕事をすることにしました。初めての訪問診療。院長先生の診療に同行して恐る恐る患者さんの自宅にお伺いすると、患者さんとご家族が笑顔で待ってくれていました。

脳梗塞の後遺症で麻痺があり起き上がることができない、認知症のために昼夜問わず日常生活の見守りが必要、神経難病のために経管栄養と人工呼吸器を装着している、がんの終末期で酸素を吸入しながら緩和ケアを受けている……。

医学的には厳しい状況にある方も少なくありませんでしたが、みな人生の日々を重ねてきたその場所、ご家族とともに生活を続けていました。日常の中にささやかな楽しみがあり、心の支えがあり、いきがいがあり、目標がある。そこには「患者」ではなく、わたしたち健常者と同じ、一人の家族として、一人の生活者としての豊かなくらしがありました。

たとえ病氣や障害が治らなくても、たとえ人生の最終段階にあっても、人には幸せに生きる力がある。大きな衝撃を受けました。医師の仕事は病氣を治すこと、病氣を治せなければ患者を幸せにできない。ずっとそう思ってきました。

しかし、患者を不幸にしてきたのは、「病氣が治せないこと」ではなく、わたしたち医療者の「病氣が治らないことは不幸なこと」という固定観念ではないか。そんな医療者の潜在意識が、患者を「よりよく生きる」ではなく「治療を続ける」「死を選べる」「より長く生かす」ことに駆り立ててきたのではないか。

人間は加齢とともに衰弱し、病氣になり、いつか必ず死を迎える。この運命を「不幸」とするのであれば、医師は永遠に患者を幸せにすることなどできないのではないか。

自分自身の医療観が180度転換したのを感じました。これまでの患者さんとの関わりに対する反省とともに、在宅医療の魅力に惹かれていきました。そして2カ月後、大学院に退学を申し出て、その足で千代田区保健所に診療所の開設届を提出しました。

17年前の5月のことです。在宅総合診療、確実な24時間対応、そして患者の価値観を中心とした医療。この3つを基本理念に掲げ、わたしたちのチャレンジが始まりました。

当時、在宅医はまだ少なく、「医師が家に来てくれる」というだけで感謝された時代です。わたしたちの在宅医療は「そんなことができるの?」「そこまでやってももらえるの?」、地域の患者さんやご家族、介護事業者の方々には新鮮な驚きとともに受け入れられました。患者数は増加し、遠方からもご紹介をいただくようになりました。

精神科や皮膚科、眼科、歯科・摂食嚥下など、総合診療だけではなくカバーできない領域を専門チームでカバーしながら診療力を強化するとともに、より地域に密着した診療活動ができるよう、診療圏をより細かく分割、診療拠点多徐々に増えていきました。

結果として診療規模は拡大、クリニックの数の医師数も増加し、

現在も順調に量的成長を続けています。しかし、法人の創設者・運営責任者としていま感じているのは危機感です。

チームが大きくなるにつれて、当初の理念は希薄化し、創設当初の一体感は弱まりました。理想の在宅医療を普及すべく職種・職位を超えて日々自由闊達に意見をぶつけ合っていたはずなのに、言いたいことが言えない、動きたいように動けない。患者さんの幸せよりもチームの都合、固定化された診療スタイルが優先される。何のためにわたしたちは在宅医療に取り組んでいるのか。この状況は、患者さんのみならず、わたしたち自身にとっても望ましい状況でないことは明らかです。

目の前の患者さんに真摯に向き合い、かかわった人を幸せす、少なくとも不幸にしない! ということに責任感とプライドをもつこと。マニキュアルに縛られるのではなく、「患者のニーズが最優先」という基本的価値観に基づいて、一人ひとりが自分の頭で判断し、主体的に行動できること。急速に変化したつつある社会ニーズと個別性の高い患者ニーズ、その両方に柔軟かつ機敏に対応できること。わたしたちが持っていたはずのそんな質的パフォーマンスを取り戻したい。

最初のクリニックを開設したとき32歳だった私も、今年50歳になります。

経験を重ねてきたことで、個人としても法人としても、患者さんや地域に対して傲慢なところが出てきてはいないか。まずは謙虚さを取り戻すこと、そしてこれまで患者さんたちから教えてもらったことを思い起こしつつ、わたしたちが社会に提供すべき価値、果たすべき責任、そしてそのためにあるべき自分たちの在り方を改めて言語化し、新しい世代の力も取り入れながら、新しい悠翔会をゼロからつくくり直していく覚悟です。

引き続き、厳しくご指導をお願い申し上げます。

Index

YUSHOUKAI HOME MEDICAL CARE ANNUAL REPORT 2022

Philosophy	
行動規範と事業計画	4
Structure	
診療拠点	6
2023年開設計画	8
2022年新規開設拠点	
悠翔会在宅クリニック新宿	10
ケアタウン小平クリニック	12
ノビシロクリニック藤沢	14
パナウル診療所	16
悠翔会ホームクリニック知多武豊	18
地域診療拠点	
悠翔会在宅クリニック越谷	20
悠翔会在宅クリニック春日部	21
悠翔会在宅クリニック川口	22
悠翔会くらしヶアクリニック練馬	23
悠翔会在宅クリニック葛飾	24
悠翔会在宅クリニック北千住	25
悠翔会在宅クリニック新橋	26
悠翔会在宅クリニック墨田	27
悠翔会在宅クリニック品川	28
悠翔会在宅クリニック川崎	29
悠翔会在宅クリニック流山	30
悠翔会在宅クリニック柏	31
悠翔会在宅クリニック稲毛	32
悠翔会在宅クリニック船橋	33
コロロまち診療所	34
くくるホームケアクリニック南風原	35

診療能力	36
診療チーム	38
夜間・休日の診療体制	39

Process	
患者数	40
医科診療件数	41
歯科診療件数	42
地域連携	43

Outcome	
すべての人に、「安心できる生活」と「納得できる人生」を	44
急変を防ぐ	45
入院を減らす	46
望む場所で最期まで過ごせる	47
自ら選択した人生を、尊厳をもって生き切れるように	48
診療外の主な活動実績	49

Special	
座談会 10年後の在宅医療のカタチを考える	52
市橋亮一×紅谷浩之×山口高秀×佐々木淳	

Challenge	
メディカルインフォマティクス×Okitel365の事業領域	58
対談 プライマリ・ケアの価値を最大化するために、	
事業会社ができることを考える	60
座談会 これからの在宅医療のカタチを変えてゆくために	62

行動規範と事業計画

行動規範

■ 基本理念

わかあった
すべての人を
幸せに

■ 存在意義

医療法人社団
悠翔会は、
地域医療を変革し、
超高齢社会を
心豊かな未来にする
ために存在する

■ 基本的価値観／行動規範

わたしたちは、
人を幸せにするための人間集団である

医療を通じて患者・家族、そして協働するパートナーの幸せに貢献する。
そのために、まずは自分自身の健康と、そして愛する人たちとの生活を
大切にす。

わたしたちは、
例よりも患者のニーズを最優先する

全員が高い倫理観を持ち、一人ひとりの患者に真摯に向き合い、患者・
家族・連携パートナーを決して失望させない。

わたしたちは、
与えられる財入を超える価値を社会に約束する

わたしたちの成長は、社会の幸せの総量を増やし、医療資源の公正利用
化を促進し、社会保障制度の持続可能性を高め、超高齢社会を豊かな未
来にする。

わたしたちは、
医療を目的ではなく手段として使いこなす

既存の医療で患者のQOLが満たせない時は、自ら新しい医療を創り出
す。保険適応や収益性に囚われない。

わたしたちは、
地域医療の理想を体現する

これまでよりも高水準の診療と経営の両立を実践し、社会から、「なく
てはならない存在」と認められる。

わたしたちは、
最高のチームである

力を合わせ、個人では解決できない社会の課題に挑み続ける。尊重し合
い、助け合い、切磋琢磨し合い、それぞれの責任を確実に果たす。誰も
がチームに、そして目標達成のために必要不可欠な存在である。

わたしたちは、
利益ではなく理想を追求する

理想の実現には、経営の安定と事業規模が必要である。そして、社会の
ニーズに合理的に対応していけば、必ず利益は生じる。この利益は組織の
成長と持続可能性、チームメンバーによる幸せの再生産に投資される。

わたしたちは、
診療や経営の質のみならず、
価値観においても社会の模範である

急速に変化する社会のニーズに柔軟に変化し続ける勇気を持ち、イノ
ベーションの創出とエビデンスの発信で業界をリードする。

事業計画

2022年、悠翔会は、基本理念はそのままに運営方針を大きく変
化させました。

これまでは大都市部の在宅医療に最適化した診療を行ってきまし
たが、離島や人口減少地域への総合診療・プライマリヘルスケア
の提供を開始しました。大都市部の在宅医療はニーズの絶対量
が大きいです。近年は新しい在宅医療機関が増加、地域にお
ける役割は相対的に小さくなってきています。一方、離島を含
む人口減少地域の多くは医師の確保に難渋しています。無医地
区は全国に約600、基礎自治体の3分の1は在宅医療を提供する
在宅療養支援診療所がありません。そしてこれらの地域の多く
は高度な高齢化に直面しています。

わたしたち悠翔会は、今後、大都市部の在宅医療ニーズのみな
らず、医療過疎地域における地域医療ニーズにも、積極的に応
えていきたいと考えています。個人の犠牲と行政の補助金に依
存せず、遠隔診療や巡回診療、コメディカルとのタスクシフト・
タスクシェアを活用しながら、地域が必要とする医療・ケアを確
実に届けていける、そんな新しい仕組みづくりにチャレンジシ
ていきます。

古川誠二先生からバナウル診療所を、そして山崎章郎先生からケ
アタウン小平クリニックを承継させていただいたのもエポックメ
イキングな出来事でした。地域医療のレジェンドと呼ばれる先生
方は、そのカリスマ性ゆえに後継者を確保しにくいという共通点
があるように思います。カリスマが築いてきた文化を、組織・チー
ム・システムとして承継していく。法人としてはそんなお手伝い
もしていきたいと思っています。

2022年は、医師29名を含め 医療専門職が87名増加しました

悠翔会の運営をサポートしてくれているMS法人(株式会社ヒュー
マンライフ・マネジメント/2023年2月1日にメディカルインフォ
マティクス株式会社(改称)からも、悠翔会の各診療拠点のロー
カルメンバー110人が悠翔会に転籍、職員数が一気に200人近く
増加しました。

これに対応し、チームマネジメントの体制も大きく変更、各拠点
に事務長を配置、院長のチームマネジメントと経営管理を支援で
きる体制をつくりました。

グローバル化もさらに進めました

インドの2大都市、ムンバイとデリーで4000人の在宅高齢者に
24時間体制の医療・ケアを提供してきたCare24のチームがMS法
人の100%子会社として正式に悠翔会グループのメンバーになり
ました。インドネシア・タイ・ベトナム・シンガポールなどアジア
各国でも現地メンバーとともにプロジェクトが動いています。

経済破綻に苦むスリランカにはクラウドファンディングを通じ
て医薬品の無償提供を進めつつ、世界銀行とともに医療提供体制
再構築に向けての支援に協力しています。シンガポール政府、韓
国保健省や台湾衛生福利部などアジア各国の公的機関も受け入
れました。今後も高齢先進国日本の経験を海外と共有しながら、
少子高齢化という共通の社会課題解決に向けて世界の仲間たちと
協働していきたいと思っています。

2023年は新たなチャレンジを計画しています

悠翔会としては2つ目の離島診療所を沖縄県石垣市に開設しま
す。ここを拠点に人口の少ない有人離島を含む24時間対応の安
心感を届けるためのシステムづくりに取り組めます。また、東

京・江東区に外来を備えた総合クリニックを開設します。ここを
悠翔会の城東エリアの中核在宅診療拠点とし、家庭医療・総合診
療・緩和医療・在宅医療の教育研修拠点としても機能させます。横
浜市、船橋市にも新たな在宅医療専門のクリニックを開設し、全
25クリニック体制となります。また、守谷市では看護小規模多
機能を中核とした地域複合サービス拠点の開設を進めています
が、2023年10月には訪問看護が先行してサービスを開始する予
定です。

法人マネジメントの体制も変更します

これまでは21人の院長・5人の診療部門長が相談しながら法人の
運営方針を考え、最終的な決裁は理事長である佐々木が行ってき
ました。ただ、カバーする地域が首都圏を超えて拡大してきてこ
と、診療形態も多様化してきていることから、今後は地域別・領
域別のマネジメント体制に徐々にシフトしていきたいと考えてい
ます。

最終的には3~4名の理事長+副理事長によるトロイカ体制に。
理念とビジョンが同じであれば、誰が先導しても適に迷うことは
ないと思います。そして未来の組織のリーダーを育てるために、
特に意欲と能力の高い院長たちには責任と権限を積極的に移譲
し、未来の法人経営者としての成長を支援していきます。

わたしたちは自分たちを「人を幸せにするための人間集団」と定
義しています。

目の前の一人ひとりの幸せを真摯に考え続ける、そんな専門職の
チームであるためには、その前提としてわたしたち自身が物心両
面で豊かな生活ができていくこと、そして法人が、やるべき事
に集中できる、成長を刺激される職場であることも重要です。提
供する医療の質と量のみにならず、それを支えるマネジメントの質
の向上にもしっかりと取り組みます。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
議員名 小林 誠					
年月日	2023年 9 月 14 日				
表題と発行部数	25,000部のうち 11,000部(会派分) + 14,000部(個人増刊分) 広報紙 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWSvol.01 2023				
対象者	生駒郡内				
配布方法	新聞折込 22,000 枚 ポスティング 3,000 枚				
発行目的	6月議会報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 100% (政党活動・後援会活動の記載なしのため)				
内容	6月議会報告 代表質問 一般質問 委員会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	編集・制作 印刷費 折込費	株式会社 プットア ップ・PA(V)	117,568	企画編集 レイアウト 配達所への持込	85
※ 100%充当 合計 117,568 円					
備考	添付資料：広報誌奈良県議会会派日本維新の会 NEWSvol.01 2023				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和5年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

松尾 勇臣 議員



- ① 関西広域連合への全部参加について
- ② 令和5年度予算執行査定について
- ③ 女性の活躍促進について
- ④ 子育て支援について
- ⑤ 描く産業の成長戦略について
- ⑥ 身を切る改革について



① 関西広域連合への全部参加について

知事は関西広域連合への全部参加の決断をされましたが、もう少し分かりやすい説明と、手続き、費用、時期、県民生活への効果、関西でめざすポジションについて質問しました。

③ 女性の活躍促進について

知事は女性の働きやすさを追求していくと公約され、人口減少社会において核心を突く公約であると思います。まずは、女性に偏っている家事や育児の負担を減らし、女性の就労をさらに支援するための取り組みについて伺いました。



④ 子育て支援について

少子化は「静かな有事」とされ、国の大きな課題であり、地方自治体にとっても同じです。「高校授業料の無償化」をはじめ公約の柱であった子育て支援について、県の特徴をどのように打ち出していくのか、具体策を含め質問しました。



一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県の観光交通戦略について
- ② 「空の移動革命」について
- ③ 奈良県のGX推進について
- ④ 奈良県産材の利用促進について
- ⑤ 西奈良県民センター跡地について

「空の移動革命」について

質問 大阪・関西万博に向け、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組みを進めています。奈良県でも大阪府や県内自治体と連携をして取り組むべきでは。

回答 空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光誘客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。

「大阪府における空の移動革命社会実現に向けて」パンフレット

原山 大亮 議員



- ① 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- ② 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- ③ 都市計画道路橿原運動公園線の整備について

県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

質問 これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考えのもと進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

回答 橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的運営に向けた協議会の設置等の考えを提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。

小林 誠 議員



- ① 西和医療センターの移転・再整備について
- ② 大和川における遊水地事業の整備状況について
- ③ 県道法隆寺線のバリアフリー化について
- ④ 離職後の面会交流への公的支援について
- ⑤ 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

質問 発達障害者等を含む支援が必要な子どももいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

回答 今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後も法に基づく配置に加え、障害の種別や程度に応じて加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



委員会報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



浦水 原山

厚生委員会



高田 工藤

経済労働委員会



佐藤 松本 前田

建設委員会



松尾 中川 小林

文教くらし委員会



福岡 関本 室川

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 誠

年月日	2023 年 12 月 26 日				
表題と発行部数	広報誌 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS				
対象者	生駒郡内				
配布方法	新聞折込 7500 枚				
発行目的	9 月議会報告を行い、意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率 100% (政党活動・後援会活動の記載なしのため)				
内容	9 月議会報告 代表質問 一般質問 委員会報告等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	折込費	新聞折込	22,500 円	配達所への持込	140
		※ 100% 充当 合計 22,500 円			
備考	添付資料：広報誌奈良県議会会派日本維新の会 NEW				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会

「奈良県大改革」 始動!

9月定例会が終了しました。
 山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。
 前知事が選挙前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。
 前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は
 前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、
 生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど
 「奈良県大改革」に向け、準備をしています。
 しかし、旧態依然の県議会では、
 自民党・無所属の会は議員間で申し合わせをした内容を反故にしたり、
 同じ内容の話を場所を変え人を変え繰り返したり、やりたい放題。
 こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくなる。
 ぜひ県議会録画、委員会録画で
 奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため
 本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。
 その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて
 「奈良県大改革」に向け頑張ります。

各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

メンバー紹介

まつおりのぶ
松尾勇臣
大和郡市

きたらみつのり
佐藤光紀
大和郡市

こばやし まこと
小林 誠
生駒郡

ふくにし ひろあき
福西広理
大和郡市

関本真樹
大和郡市

まつしげひさお
松本秀一郎
橿原市

やまのひろへい
山田洋平
橿原市

しみず つとむ
清水 勉
北葛城郡

なかがわ たかし
中川 崇
橿原市

くどう まさゆき
工藤将之
桜井市

はらやまだ いすけ
原山大亮
橿原市・高市郡

ふくだとしや
福田倫也
大和高田市

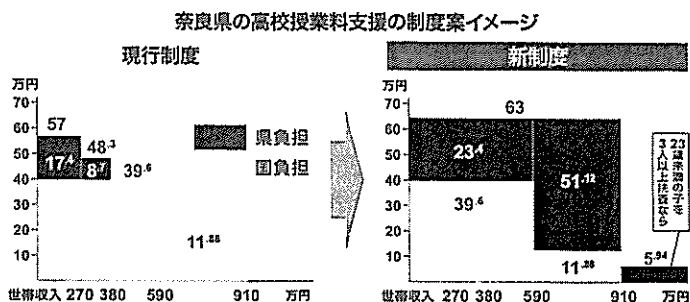
きよたのりあき
清田典章
香芝市

ほしがわ だいち
星川大地
橿原市

山下知事 高校無償化への制度案を発表!

大型公共事業費の一部から財源を活用

県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上を扶養している場合は、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。



令和5年 9月定例会

代表質問

一部抜粋

原山 大亮 議員



- ① 大規模広域防災拠点の用地について
- ② 大和平野中央田園都市構想の計画用地について
- ③ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備について
- ④ 自主財源の確保に向けた施策について
- ⑤ 奈良県の成長戦略について
- ⑥ 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- ⑦ 大学における奨学金制度の周知について



⑦ 大学の奨学金制度の積極的な周知を

質問 大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考える。現状と今後の取組はどうか。

答弁 現在、各県立高校に対し、県教育委員会では日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度等を紙ベースで周知し、各県立高校で説明会を開催するなどし、生徒への発信は校に任せている。今後の取組として、修学支援新制度だけでなく、学費がかからず、国家公務員として給料を受け取りながら学べる省庁管轄の大学校など、経済的支援となる情報について、来年度には全日制全学年で1人1台の利用が可能となる端末で、広く高校生にメルマガで配信を検討。また奈良テレビ枠での放送も検討する。

一般質問

一部抜粋

工藤 将之 議員



- ① 南部東部への観光客誘客について
- ② 奈良県らしい子育て政策について
- ③ 子育て世帯への経済的な支援について
- ④ 多胎児家庭支援について
- ⑤ 医療的ケア児支援について



子育て世帯への経済的な支援について

質問 日本の夫婦が理想の子どもを持たない理由の第一位は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。社会情勢が変化した現状において行政の積極的な支援が必要と考えるがどうか。

答弁 確かに、夫婦が理想とする子どもの数と、予定する子どもの数には開きがある。これを埋めるために、市町村の考えも聞きながら支援のあり方を考えていきたい。また、私立高校の無償化を進めるとしても、3人以上の子どもを育てる家庭には年取を問わず何らかの支援を行えないか事例を研究していきたい。

福田 倫也 議員



- ① 既存事業の見直しについて
- ② 建設工事等における県内業者の受注機会の拡大について
- ③ 奈良登大路自動車駐車場の来庁者利用について
- ④ 大和高田市立病院の移転整備について
- ⑤ 不登校対策について



大和高田市立病院の移転整備について

質問 県と大和高田市は、大和高田市立病院の移転整備について、県産業会館の敷地活用に関する協定を締結したが、山下知事就任後の市との議論の状況等と今後の取組はどうか。

答弁 7月の市長との面談で、「市の負担が少ない案が他にもあるのではないかと」伝えたと、「最善案を検討したい」との回答があった。その後、市の9月定例会で建替え候補地の予算が可決。今後、市から検討結果が示されると考えており、その内容によっては、連携・協力して対応していく。

関本 真樹 議員



- ① まほろば健康パーク機能強化について
- ② 県営都市公園の効率的な運営管理について
- ③ 奈良県中央卸売市場再整備について
- ④ 県産農産物等の輸出促進の取組について



県営都市公園の効率的な運営管理について

質問 民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらつたトライアルサウンディング等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。

答弁 これまでも飲食店などの便施設から使用料収入を得るなどしてきたが、県営都市公園全般についてトライアルサウンディングも含め更なる収入増に向けて取り組みを検討していく。

松本 秀一郎 議員



- ① 民間企業との連携・協働について
- ② 小規模事業者の存続・発展について
- ③ 関西広域での観光について
- ④ 道路・河川の維持管理に関する県民からの通報について



民間企業との連携・協働について

質問 県と企業で締結する「包括連携協定」。本県では協定を14社と結んでいるが、荒井県政でこの5年、新しい提携はない。認知強化が必要。連携を求めたい県政課題をWEBなどで周知すること、トップセールスをするのが有効と考えるが、山下知事の所見は？

答弁 民間企業との連携、とりわけ包括連携協定の締結は、県民にとって大変有意義。利点があると考えられる場合は積極的に協定を結び、成果などについても情報発信を行う。

委員会報告

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会



建設委員会



総務警察委員会



経済労働委員会



教員生活委員会



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)						
					会派・議員名	小林 誠
年月日	2024年2月8日					
表題と発行部数	広報誌 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS					
対象者	生駒郡内					
配布方法	新聞折込 7500 枚					
発行目的	12月議会報告を行い、意見・要望を求める					
按分率の説明	按分率100% (政党活動・後援会活動の記載なしのため)					
内容	12月議会報告 代表質問 一般質問 委員会報告等					
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号	
	折込費	毎日新聞 版社	22,500 円	配達所への持込	180	
	※ 100%充当 合計 22,500 円					
備考	添付資料：広報誌奈良県議会会派日本維新の会 NEW					

注 発行した広報紙を添付してください。

まつお いさお
松尾勇臣
【生駒市】

さとう みつり
佐藤光紀
【生駒市】

こばやし まこと
小林 誠
【生駒市】

ふくにし ひろみち
福西広理
【生駒市】

あらい まさる
関本真樹
【大和郡山形市】

まつしげ ひろむ
松本秀一郎
【生駒市】

やまだ ようへい
山田洋平
【生駒市】

令和5年12月定例会報告

維新の山下知事になり実現 関西広域連合に全部参加決定

情報共有が進み、奈良県の課題解決につながるなどメリットいろいろ

一方 維新の会は反対した 議員ボーナス引上げ議案が可決

“わざわざ”自分たちの報酬を上昇させる「お手盛り議案」

令和5年最後の定例会が終了いたしました。
12月定例会では、14名の維新議員が各分野において、
県民の立場に立ち積極的な議論を展開しました。
また、県議会のずれた感覚を是正するため、自らの手でボーナスを引き上げようとする
自民党・無所属の会へ厳しい質問や反対討論を行ったり、
ルールを守らず議案に関係のない質疑を好き放題繰り返すことに強く抗議を申し入れました。

本会議も委員会も税金で運営されています。
無駄な議論をする時間など1分1秒許されないので。
税金の無駄使いがこの様な意識から生まれることを
自民党・無所属の会には理解して頂きたいと思います。

さらに、議員特権の一つである
新幹線でのグリーン車利用についても廃止を提案しました。
1月中に他会派へ返答を求めており、どのような回答がくるのか。

行財政改革に合わせて、議会改革にもしっかりと取り組んだ12月定例会。
ボーナスの引上げは本意ながら可決されましたが、
私たちの会派議員は、毎月の身を切る改革に今回の引上げ分を上乗せし、
令和6年能登半島地震で被災された地域に寄付をする予定です。

県民目線を忘れることなく、行財政改革、議会改革に
全力で取り組みますので引き続き今後の奈良県議会にご注目ください。



各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

メンバー紹介

しみず つとむ
清水 勉
【北葛城郡】

- ・経済労働委員会
- ・総合防災対策特別委員会
- ・議会運営委員会

なかがわ たかし
中川 崇
【東大和郡】

- ・経済労働委員会
- ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

くどう まさゆき
工藤将之
【桜井市】

- ・民生委員会
- ・前部・中部地域振興対策特別委員会

はらやま だいすけ
原山大亮
【橿原市・高市郡】

- ・経済労働委員会
- ・前部・中部地域振興対策特別委員会
- ・議会運営委員会

ふくだ としや
福田倫也
【大和郡高田市】

- ・民生委員会
- ・前部・中部地域振興対策特別委員会

きよた のりあき
清田典章
【香芝市】

- ・経済労働委員会
- ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

ほしかわ だいご
星川大地
【橿原市山辺区】

- ・文教福祉委員会
- ・総合防災対策特別委員会

旧態依然の県議会改革!

12月定例会 日本維新の会が行った申し入れ

▶ 新幹線グリーン料金支給廃止に関する申し入れ

奈良県議会議員の出張時等で新幹線のグリーン車を利用するという社会情勢と乖離した議員特権を廃止し、県民格差の是正に努め、県政発展に尽力するための申し入れ。



▶ 県議会の運営に対する申し入れ

「委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内で行うことが原則」というルールを守らず、付託された議案の範囲を大きく逸脱した質疑を自由民主党・無所属の会の委員が繰り返したことへの申し入れ。

日本維新の会は断固反対!

奈良県議会 期末手当(ボーナス)支給状況

12月補正予算で、日本維新の会は反対した
「議員ボーナス引上げ議案」が可決されたことで増額となりました。

●議員 物価高に苦しむ県民の理解は得られない!

約366.6万円	約11万円アップ	約377.9万円
令和4年度 合計		令和5年度 合計

●議員長

約454.7万円	約468.7万円	約397.2万円	約409.4万円
令和4年度 合計	令和5年度 合計	令和4年度 合計	令和5年度 合計

令和5年 12月定例会

代表質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県教育の充実について
- ② 西和医療センターの移転・再整備について
- ③ 地方自治体が担う海外地方政府との友好交流について
- ④ 道の駅「クロスウェイなかもち」の活用等について
- ⑤ 奈良県のがん対策について
- ⑥ 地域公共交通のあり方について



① 奈良県教育の充実について

質問 高校授業料等の実質無償化と、県立高校のトイレの完全洋式化・乾式化に込められた知事の思いについてお聞かせください。

答弁 次世代への投資は、奈良県の成長につながるという強い信念を持っている。子どもたちに自らが希望する道を経済的な事情を気にすることなく歩んでもらいたいと考え、高校授業料等の実質無償化について、議論を重ねてきた。その結果、令和6年度から支援を大幅に拡充し、年収目安が910万円までの世帯に国の就学支援金と合わせて最大63万円まで、年収目安910万円以上の多子世帯に最大5万9400円まで支援したいと考える。また、県立高校の快適性を向上させるために、令和6年度から5カ年計画で全校、全トイレの洋式化・乾式化に取り組む。今後、さらに制度・事業の詳細を詰めて、必要な額を令和6年度の予算案に計上する。

一般質問

一部抜粋

清水 勉 議員



- ① 関西広域連合全部参加のメリットについて
- ② 公園施設の充実にかかる財源確保のための一部公園駐車場有料化の検討について
- ③ 寄宿舎や高校学生寮を利用する学生の負担軽減について
- ④ バリアフリー基本構想策定推進の必要性について
- ⑤ 観光行政に対する財源確保のための宿泊税の検討について

関西広域連合全部参加のメリットについて

質問 既に参加している分野を除く5分野について、参加することの意義とメリットをお聞かせください。

答弁 関西地域全体での知恵や資源を活用して、広域で連携し、課題に取り組むことで、費用負担に見合う効果があると考え。医療分野では、医療関係者等が広域連合の各種セミナーに参加することが可能となり、最新の知見が共有できるようにもなる。また、資格試験等分野では、資格等の試験事務を広域連合へ一元化することで事務軽減できるなどのメリットを新たに享受できる。

中川 崇 議員



- ① 大規模広域防災拠点用地でのヘリポートの整備について
- ② 国内旅行における観光情報の発信について
- ③ 「オーガニックビレッジ」の推進について
- ④ 西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について
- ⑤ 教員の確保について
- ⑥ 平城宮跡歴史公園の整備について

西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について

質問 西ノ京駅は、駅へのアクセス道が脆弱など複数課題があり、西側で市道や踏切の拡幅等も含め市と地元が協力して進めているなか、県も呼応して協力するべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁 西ノ京駅周辺は、道路の幅員が狭く、危険であるなどの課題を認識している。県道の拡幅計画は、市道の拡幅計画と整合させる必要があり、県としても駅西側ロータリーの整備など、市や地元が進めるまちづくりの検討に積極的に参画し、連携して取り組んでいく。

星川 大地 議員



- ① SNSを活用した情報発信について
- ② 保育の担い手確保について
- ③ インターネット上の誹謗中傷について
- ④ 警察職員の働き方について

インターネット上の誹謗中傷について

質問 高校生間でのインターネットやSNSを通じた誹謗中傷やいじめに対して、県教育委員会としてどんな対策を講じているのかお聞かせください。

答弁 いじめの被害者にも加害者にもならないよう、自らの行動を振り返り、互いの人権を確かめ合う機会として、アンケートを実施している。各県立高等学校では、アンケートの分析結果を踏まえ、情報モラルの向上に取り組んでいるほか、教員の対応力向上も図っている。関係機関と連携し、児童生徒への指導、保護者への啓発を図っている。



委員会報告

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



厚生委員会



経済労働委員会



建設委員会



文教くらし委員会



政務活動記録簿 (年会費負担)

議員名 小林 誠

年 月 日	令和5年8月 8日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 令和5年度			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容</p> <p>人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員を講師に招き勉強会を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度</p> <p>数カ月に一度、勉強会を開催。会誌も発行。県外研修も年に一度開催</p> <p>◆参加者の状況</p> <p>奈良県議会議員や市町村議員等が参加</p> <p>勉強会や会報誌を通じて人権に関する最新の情報・動向を知ることができる。また、部落差別の歴史的背景や経緯を詳しくしることのできる貴重な会であると考えている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	30,000		64
	合計		30,000円 (すべて政務活動費)	
備考	添付資料：規約 会報誌 総会資料			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熟あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所：平群町椿井 600-1 電話：070-1766-1555 延べ床面積 99.37 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森中 昭子) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 99.37 m ² (a) うち政務活動使用面積 71.58 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 71.58 / 99.37 → 按分率 70%
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 70% (按分率の考え方：面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 2 / 3 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

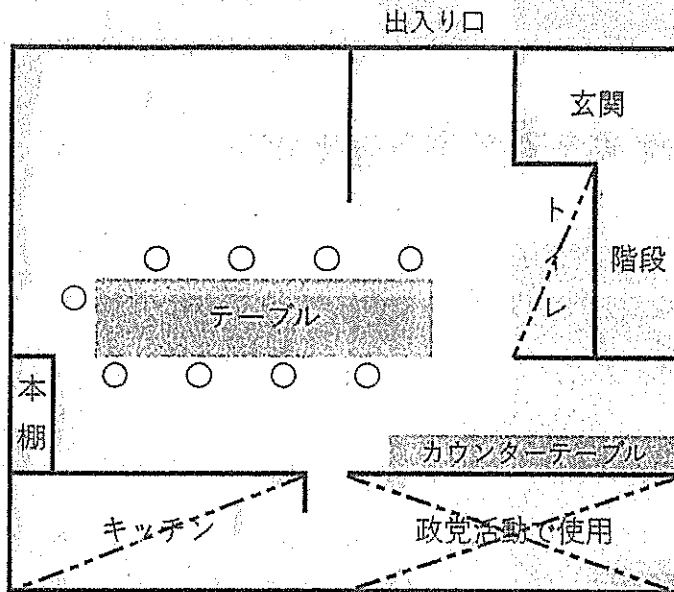
小林誠事務所費充当率根拠



① トイレ	女子トイレ	140 cm × 78 cm = 10,920
	男子トイレ	170 cm × 138 cm = 23,460 (手洗い場合む)
② 通路		670 cm × 100 cm = 67,000
③ 台所		300 cm × 260 cm = 78,000
④ 応接室		460 cm × 214 cm = 98,440
	合計共有スペース	= 277,820

事務所全体面積 99.37 m² = 共有スペース 27.78 m² + 政務活動使用面積 71.58 m²
(三晃不動産資料参考)

政務活動使用面積 71.59 m² / 事務所全体面積 99.39 m² = 72.04%



奥のスペースを政党活動で使用	政務活動費への充当率 0%
	したがって面積にして約 18% 使用
キッチンスペース	政務活動費への充当率 50%
	したがって面積にして約 9% 使用
トイレ	政務活動費への充当率 50%
	したがって面積にして約 3% 使用

よって政務活動費への充当率 70%

添付書類 (株)山晃住宅 HPから物件データ

近鉄生駒線

竜田川駅 徒歩8分

椿井店舗 1号室

平成11年07月築

(99.37㎡)

店舗

賃料

108,000円

敷金

30.0万円

礼金

10.0万円

共益費

無し

駐車場

3台無料 / 追加要相談

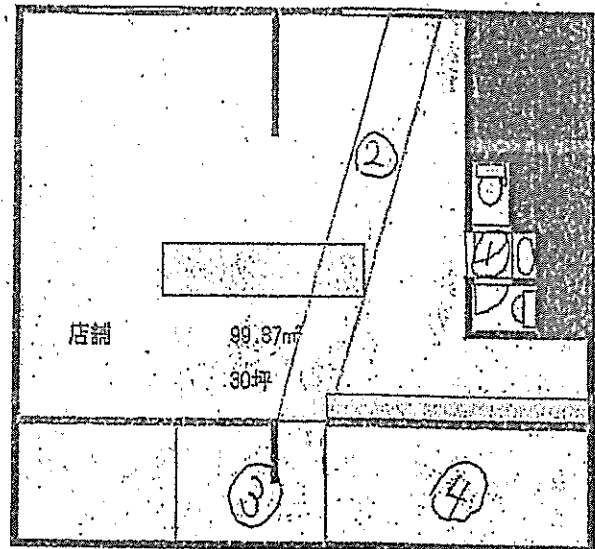
<駐車代込総額>

108,000円



設備

BT別	浴室	シャワー	洗濯機	洗面台	コンロ	エアコン	追焚	浴乾
—	—	—	—	○	—	○	—	—
インボリ	下駄箱	EV	BS	CS	ウォーム	リサイクル	オート	システム
—	—	—	—	—	—	○	—	—
カーナビ	インター	ハット	P2台目	宅配B	床	床下取	専用座	自転車座
—	—	—	無料	—	—	—	—	—



※間取り・写真・設備が現況と異なる場合があります。その場合は、現況を優先とします。

方位 北西 損保 要損保

構造・規模 木造 1/2階 総戸数1戸

状況 入居中

所在地 奈良県生駒郡平群町大字椿井

契約方式 一般契約

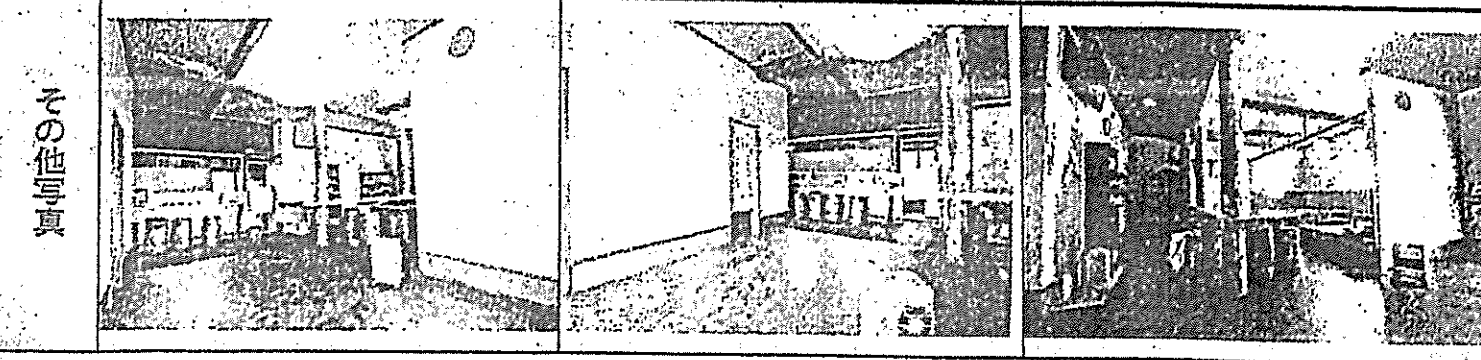
その他 近鉄生駒線 勢野北口駅徒歩14分
近鉄田原本線 新王寺駅徒歩25分

更新 更新料

その他費用


その他

備考 大きな道路沿いに立地しており、駐車場も敷地内8台利用可能です(*~*)道も広く交通量の多い道路沿いなので繁客が見込めますね♪飲食業跡なので必要であれば備品も利用可能です(・)業種に関してはお問合せ下さいませ☆



貸貸借契約証書

椿井店舖 1 号室

貸主  様

借主 小林 誠 様

賃貸借契約書

貸主 [] (以下甲という) 借主 小林 誠 (以下乙という) との間に貸室賃貸借に関して、次の通り契約を締結する。

第1条 (貸室)

甲は、甲所有の次の賃貸借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名称 椿井店舗
所在地 奈良県生駒郡平群町椿井600-1
構造 木造
賃貸借部分 1

第2条 (使用目的)

乙は貸室を乙の(事務所)の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は令和元年8月19日から令和8年8月18日までの満2年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の六ヶ月前までに、乙が期間満了の参ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に2年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

第4条 (期間内解約)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。
この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、参ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の貸室に対し、次のとおり定める。
月額金 90,000 円也 (消費税別途必要)
- (2) 乙は毎月 末 日までに翌月分を甲の指定する金融機関に振込み支払うものとする。
但し、賃料が参ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割率は、1ヶ月を30日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不相当となったときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに応じるものとする。

第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。
月額 無し(の為下記イ〜までの負担は無しとする。
(イ) 共用部分の光熱費

- (ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
- (ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費
- (ニ) 共用部分の保全費
- (ホ) 共用部分の保安警備費
- (ヘ) その他の必要経費

- (2) 乙の貸室内で使用した電気、ガス、水道等の光熱給水費を負担するものとする。
- (3) 前項の賃料にかかわる規定は費用についても準用されるものとする。

第7条 (保証金)

- (1) 乙は保証金として、下記の金額を甲に預けるものとする。

保証金 金0円也

尚、保証金には利息を附さない。

- (2) 乙の申し出により本契約を解約するとき、第16条により本契約が解約されたとき並びに本契約が終了したとき、いずれの場合も甲は保証金から金0円を差し引き残額を乙に返還するものとする。
- (3) 乙に賃料延滞、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行があるときは、甲は任意にこれを保証金より差し引いて返還するものとし、乙は本契約期間中は保証金をもって賃料その他の債務と相殺することはできない。
- (4) 乙は保証金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。
- (5) 本契約が終了し、乙が貸室を完全に明渡し且つ甲に対する一切の債務の完済した後に、甲は保証金を第2項により差し引いた後乙に返還する。
- (6) 甲の責に帰するべき事由による場合又は乙が第4条第1項による甲の一方的事由により本契約が終了した場合は、第2項の規定にかかわらず保証金全額を乙に返還する。

第8条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。
- (ロ) 貸室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用させること。
- (ハ) 貸室内に夜間宿直その他の名目にて寝泊りさせる等、居住の用に供すること。
- (ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。
- (ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他近隣に迷惑を及ぼす行為、その他貸室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。
- (ヘ) 貸室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第9条 (修理費の負担区分)

- (1) 建物の本体及び甲所有の諸造作の大修理は甲がこれを行うが、貸室の壁、天井、床等に対する小修理(塗装替を含む)は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第10条 (原状変更)

- (1) 乙が貸室内の改装、間仕切り、その他諸造作、設備の新設、附加、除去等全て原状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
- (2) 貸室又は建物内に重量物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、掲示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得

なければならない。

万一甲に無断で上記に違反し、取り付けた場合、甲は乙の承諾なしに破棄しても乙は異議ないものとする。(諸費用は乙の負担とする)

(3) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行いその都度甲の承諾を得なければならない。

第11条 (損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

第12条 (免責)

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施行する建物又は付属施設の修理、改造等の工事による共用部分、付属設備又は貸室の使用停止又は使用制約に起因するもの。
- (ホ) 甲が賃貸人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するもの。

第13条 (立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救護、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。

非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

第14条 (延滞損害金)

乙が賃料又は賃料以外の経費の納付を延滞した場合は、甲はその額に対して、100円につき日歩4銭の割合により延滞損害金を加算して請求することができる。

第15条 (契約の消滅)

天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

第16条 (契約の解除)

乙に次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 貸室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第8条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮差押、仮処分、強制執行を受けもしくは破産、和議、会社整理、会社更生等の申立てを受け或いは自ら申立てをしたとき。更に解散もしくは死亡、禁治産の宣告等があったとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙所有の物件を自己の費用をもって取居し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕上げに復してこれを甲に明渡すものとする。
なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。この場合において乙が遅滞なく原状回復の処理をとらなかったときは、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に残置した物件があるときは甲は任意にこれを処分することができる。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙ったときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (造作買取請求権)

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないことはもちろん、貸室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

第19条 (届出事項)

乙に下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。
- (ロ) 組織変更又は合併。
- (ハ) 乙又は保証人の死亡。
- (ニ) その他甲が特に指定する事項。

第20条 (扉鍵の貸与)

- (1) 甲は賃貸借室の扉1ヶ所につき、扉鍵1個を乙に貸与する。
- (2) 乙はやむを得ない事由により同一の扉につき2個以上の扉鍵を必要とするときは、書面をもって甲にその貸与を求めることができる。
- (3) 乙は扉鍵を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に鍵交換代を負担して、甲に扉鍵の再交付を請求するものとする。
- (4) 乙は複製した扉鍵又は紛失した扉鍵に基づく一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

第21条 (動物飼育の禁止)

乙は賃貸借物件内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

第22条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第23条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第24条 (反社会的勢力ではないことの確約)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成8年法律第77号) 第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう) が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第25条 (追加条項)

- (1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起こり、迷惑を及ぼしたるときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけること。
- (2) 乙は袖看板及び建物内外部にかける社名表示版の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。
- (3) 乙は、消防署の指導要項を受け、法令条例等遵守のこと。
- (4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。
- (5) 乙は本契約期間中、甲指定の店舗総合保険に加入の事。
- (6) 防音には万全を期し、外部からのクレームについては乙にて対処の事。
- (7) 契約物件に対する通常小修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は甲の負担とする。
- (10) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (11) 乙は契約時、甲に礼金 100,000 円を支払うものとする。
- (12) 業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (13) 本店舗内の設備については原状渡しとする為、入居中の故障修理・撤去については借主にて対処のこと。(エアコン、照明、ウォシュレット、冷蔵庫等)
- (14) 電気、ガス、水道の毎月の支払いに関しては甲と相談の上、家賃と共に支払うものとする。
- (15) 退去時日割計算は行わないものとする。
- (16) 浄化槽の汲取費用に関しては甲と折半にて支払うものとする。
- (17) 家賃には敷地内駐車場 6 台分の料金を含むものとする。
- (18) 消費税及び地方消費税は、消費税法 第 29 条及び地方税法の改正により税率が変更になる場合があります。以上

振込口座

奈良信用金庫

口座番号

名義

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について前記のとおり貸借借契約を締結したことを証
するため、本契約書式通を作成し、記名押印の上、各自その書通を保有する。

平成 / 年 月 日

貸借人(甲) 住所

氏名

TEL

借借人(乙) 住所

氏名

TEL

連帯保証人 住所

氏名

TEL

連帯保証人 住所

氏名

TEL

仲介人 免許証番号

本店

取扱店

政令で定める使用人
宅地建物取引主任者

担当営業員

印

実印


令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名： 住所： 電話番号：
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2023年4月1日～2024年 3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料（賃金）	1200円（ <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給）
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間（3時間）／政務活動（3時間）＋その他業務（0時間） 3時間／6時間 → 按分率50 / 50 <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合（ ） → 按分率 /
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted] 電話: [Redacted]		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員 その他 ()
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び政務活動に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	09:00から16:00のうち7時間 (休憩1時間)		
休日	年末及び年始その他		
休暇	年次有給休暇 無 その他特別休暇 (無)		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1200円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 振込払い) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2023年 4月 1日</div> 雇用者 小林 誠  被雇用者 [Redacted]			

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【 議員名 小林 誠 】

雇用者氏名	生年月日												性別	賃与1	賃与2	合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
労働日数	3	7	9	9	8	9	9	9	7	8	8	9				
労働時間数	18	40	54	54	48	54	54	54	16.5	48.5	48	54				
時間外労働																
休日労働																
深夜労働																
基本給	21,600	48,000	64,800	64,800	57,600	64,800	64,800	64,800	48,600	58,200	57,600	64,800	0	0	321,600	
時間外手当																
通勤手当(課税)																
通勤手当(非課税)																
課税合計	21,600	48,000	64,800	64,800	57,600	64,800	64,800	64,800	48,600	58,200	57,600	64,800			321,600	
非課税合計																
総支給額	21,600	48,000	64,800	64,800	57,600	64,800	64,800	64,800	48,600	58,200	57,600	64,800			321,600	
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
課税対象額	21,600	48,000	64,800	64,800	57,600	64,800	64,800	64,800	48,600	58,200	57,600	64,800			321,600	
所得																
市町村民税																
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
差引支給額	21,600	48,000	64,800	64,800	57,600	64,800	64,800	64,800	48,600	58,200	57,600	64,800			321,600	
領収印																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

政務活動費備品台帳(令和5年度)

議員名:

小林誠

番号	名称	規格・機種	数量	取		得		処 分 の 状 況			保管場所	備 考 (備 入 考 先)
				単 価 (単位:円)	取 得 金 額 (単位:円)	年 月 日	価 格	処 分 の 内 容	年 月 日			
37	パソコン	sonyvaioxs1 2	1	275,220	275220	令和5年6月28日					事務所.自宅	ソニーマーケティング ダグ
年度計												

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。

2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。

3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)

4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。